

平成27年度熊本市入札等監視委員会第1回定例会議 審議概要

開催日時	平成27年7月31日（金）午後1時30分	
開催場所	熊本市役所駐輪場8階会議室	
出席委員	磯田 節子（熊本高等専門学校特命客員教授） 大江 正昭（熊本学園大学社会福祉学部教授） 馬場 啓（弁護士） 星野 誠之（公認会計士） 森 美智代（熊本県立大学総合管理学部教授）	
審議対象期間	平成26年10月1日～平成27年3月31日（平成26年度下半期）	
抽出案件	計 15 件	（予定価格又は契約金額が熊本市契約事務取扱規則第14条の2各号に規定する額を超える額の契約の中から委員が抽出したのに関し、審議を行う）
	一般競争入札 12 件	うち工事・コンサル8件、業務委託等2件、物品購入2件
	指名競争入札 3 件	うち工事・コンサル0件、業務委託等1件、物品購入2件
	随意契約 0 件	うち工事・コンサル0件、業務委託等0件、物品購入0件
委員会からの意見・質問及びこれに対する本市の説明	<p>1 入札契約の状況について</p> <p>〔質問〕件数が減っているのはなぜか。</p> <p>【回答】工事については、大型工事の発注が多かったため、予算の範囲内で工事費を割り振りしているため、入札件数としては減少している。</p> <p>委託については、前年度に設計を発注し、翌年度工事を発注する。平成27年度分の施行実施予定が平成26年度に比べ減少しているもの。</p> <p>2 抽出事案について</p> <p>（1）一般県道 砂原四方寄線（池上工区）2号トンネル新設工事</p> <p>〔質問〕WTO協定とはどういうものか。同協定が最低制限価格を設けてはならないとしている趣旨は何か。</p> <p>【回答】WTO協定の趣旨は、世界貿易発展のため、国際的な取引の制限をなくし、市場を広く世界に開放しようというもの。工事に限らず、物品の購入、役務の提供についても入札参加者に国内企業と国外企業に取り扱いの差を設けないようにするもの。協定の適用がある入札では、事業所の所在地要件を設定することができないこと、公告開始から入札までの期間を40日以上設けること、最低制限価格を設けてはならない等の条件がある。適用を受ける発注機関は、国・都道府県・政令指定都市となっている。</p>	

委員会からの
意見・質問及び
これに対する
本市の説明

〔質問〕対象案件の価格に関する基準はいくらか。

【回答】予定価格が、工事については20億2,000万以上、物品については2,700万以上の案件がWTOの対象となる。

〔質問〕最低制限価格を設けてはならないとしてあるのに、失格基準価格を定めることはこれに違反しないか。

【回答】失格基準価格は低入札価格調査制度において調査の一環として設けた数値的基準であり、最低制限価格を設けたことには当たらないとされている。

〔質問〕百円単位まで同じ金額の入札額があるが。

【回答】失格基準価格と同じ金額で入札してきたため。失格基準価格は、事前に算出が可能である。実際の失格基準価格にはランダム係数が掛かっているが、ランダム係数を乗じる前の金額で入札してきたため同額での入札となっている。

〔質問〕もう一つ別の同額入札があるが。

【回答】これについては、低入札調査基準価格で入札してきたもの。当該価格の算定式と基礎数値は公表しているため、入札参加者にて算出が可能となっている。

〔質問〕失格基準価格に関して、事前に公にしている基礎数値は、直接工事費と、共通仮設費と、現場管理費のところまでか。

【回答】予定価格の内訳である直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の金額を公表している。

〔質問〕これらの内訳金額を合計すると、失格基準価格になるのか。

【回答】失格基準価格は、直接工事費の75%、共通仮設費の70%、現場管理費の70%及び一般管理費等の30%の合計額である。

(2) 亀井水源地～立田山配水池φ500耗送水管布設替他2件工事
(1工区)

〔質問〕入札者のうち失格となっている理由は。

【回答】この案件では最低制限価格を設定しており、入札価格が最低制限価格未満の価格だったので、失格となった。

〔質問〕予定価格は公表しているのか。

【回答】事前公表している。最低制限基準価格の算定式も公表している。

〔質問〕最低制限価格を決定する際、ランダム係数を用いるのか。

【回答】開札時に、最低制限基準価格に電算システムが発生させたランダム係数を掛けて、最低制限価格が決定される。

<p>委員会からの 意見・質問及び これに対する 本市の説明</p>	<p>〔質問〕 入札参加資格の地域要件はどのようにして決めるのか。</p> <p>【回答】 発注課から契約検査総室へ依頼し、指名審査会に諮って決定している。</p> <p>〔質問〕 指名審査会には職員以外の委員もいるのか。</p> <p>【回答】 職員のみである。</p> <p>(3) 国指定史跡 熊本藩川尻米蔵跡外城蔵保存修理第1期工事(その2)</p> <p>〔質問〕 かなり特殊な工事のようだが、国の指定文化財の解体工事の施工経験がある業者はどれくらいあるのか。</p> <p>【回答】 業者数は把握していないが、毎年、相当数文化庁から補助が出て保存修理工事をしているので、経験のある業者はある程度いると判断している。</p> <p>熊本県内においても熊本城の保存修理など過去に実施しているので、基本的にはそれにならって入札参加条件を付している。</p> <p>〔質問〕 なぜ入札参加者が1者だけなのか。ある程度業者がいればもう少し入札に入ってもいいと思うが。</p> <p>【回答】 熊本城総合事務所が担当しているものにおいては、数者応札があっている。この物件がなぜ1者だったのかは把握できていない。</p> <p>〔質問〕 具体的にどのような修理か。</p> <p>【回答】 半解体工事といい、屋根、外壁の仕上げ等を全部落として、一度柱と梁、桁という骨組みの形にする。解体調査の中で痕跡調査等をして、最終的に往時の姿に近づける、ということで、痕跡を見ながら、修理していく、という内容の工事である。</p> <p>〔意見〕 競争性確保という観点からは、地域要件を付けない方がいいと考える。本件のように特殊な技術を要求する工事については、広く募った方がより良い結果が得られる可能性があるため、地域要件を付ける必要はないと思う。</p> <p>【補足】 地元業者でできるものは地元が発注することを基本原則とし、市内に本店があることという所在要件を付けている。地元業者では施行が難しいと思われる場合は、市内に支店又は営業所を有するものに拡大し、それでも入札参加者が見込めない場合は、地域要件を全く付けていない。</p> <p>以前の入札では入札参加者がいたという実績から、今回所在地要件を付けたもの。仮にこの要件を変更する場合は、入札公告</p>
--	---

<p>委員会からの 意見・質問及び これに対する 本市の説明</p>	<p>を一度取り下げて改めて公告することになる。</p> <p>本件の入札の経緯については、入札参加に期限を設けて募集し、入札参加者が1者以下だったので申込期間を延長して募集したところ、新たな参加者がなかったため1者だけで入札を行ったもの。</p> <p>今後同様の事案がでた場合、今回の件を踏まえ、入札の競争性の確保に努めていかなければならないと考えている。</p> <p>〔質問〕 1回目の公告ではどこも申請書の提出がなかったのか。</p> <p>【回答】 最初の公告で1者だけ参加申請があり、再公告してもこの1者だけだった。</p> <p>〔意見〕 こういう非常に特殊な工事の場合、全業者にファックスを流すくらいのことをやったほうが、競争性が出ていいのではないか。</p> <p>(4) 熊本市デジタル同報系防災行政無線整備工事</p> <p>〔質問〕 これは新設工事か。工事の目的は何か。</p> <p>【回答】 河内、飽田、天明等には、熊本市との合併前に導入された防災行政無線があるが、熊本市で整備した防災行政無線と同報系のものではなく、各町で導入したためメーカーや仕様が異なり、本庁からの一斉放送ができないという状況であった。また、その導入時期も非常に古く、更新に当たっては、デジタル化と市全体の一斉放送が可能なシステムの構築という目的で整備を始めた。</p> <p>これまでの防災行政無線は、アナログ系ものであったが、本工事ではデジタル系のを新設する。ただし、旧町地域にある既存のものは、機器の更新となる。</p> <p>また、津波被害が考えられる所や土砂災害の危険地帯として未整備だった所には追加整備している。</p> <p>(5) 一般県道 託麻北部線（吉原工区）吉原橋下部工P2工事【総合評価方式】</p> <p>〔質問〕 熊本市の総合評価は独自の制度か。特別簡易型や評価点の計算方法は、オリジナルか。</p> <p>【回答】 他都市の状況等を研究し、他都市のやり方を参考に制度を作っており、独自のやり方ではない。</p> <p>〔質問〕 特別簡易型であり、施行計画や技術提案を求めているようであるが、将来的にはこの辺も加味されるような検討はしている</p>
--	---

<p>委員会からの 意見・質問及び これに対する 本市の説明</p>	<p>のか。</p> <p>【回答】 工事においては、技術提案型の総合評価はまだ実施していないが、本年度中に試行要領を作成するなど、試行開始に向けて検討を行う。</p> <p>〔質問〕 総合評価は増やしていきたいと考えているか。</p> <p>【回答】 総合評価によるものとそれ以外のものの割合が半々ぐらいがいいのではないかと考えている。</p> <p>これまでは、技術提案を受けるような大きな案件があまりなかったが、政令市となって、高度な技術を要するような工事が増えてきたことを踏まえ、いろいろな入札方法を検討する時期にきているのではないかと考えている。</p> <p>〔質問〕 辞退が4者いるが、理由は。</p> <p>【回答】 技術者の確保が難しく、工期的にも厳しいということで辞退されたものと聞いている。</p> <p>〔質問〕 辞退の意思表示はいつの時点でされるのか。</p> <p>【回答】 入札前までに辞退届が出る。</p> <p>〔質問〕 辞退をした業者には、次の入札における取扱いに関して、何らかの評価をするのか。</p> <p>【回答】 辞退したことを評価することはしない。</p> <p>〔質問〕 工事内容は、申請時点で詳細に示しているのか。</p> <p>【回答】 入札公告を出す時点で、設計書や仕様書も公表している。</p> <p>〔質問〕 半数近くが辞退しているが、よく見受けられることか。</p> <p>【回答】 辞退の理由はいろいろ考えられるが、辞退が多いのは特に珍しいことではない。</p> <p>(6) 楠団地第4期22号棟(80戸)建築工事【総合評価方式】</p> <p>〔質問〕 市営団地関連の工事も総合評価で行うのか。</p> <p>【回答】 市営団地の建築工事についても総合評価で行っている。</p> <p>〔質問〕 発注方法の区分はどうなっているのか。</p> <p>【回答】 市営団地の新築工事については、建築一式工事として地元が発注する形になる。通常、総合評価で行う案件になる。</p> <p>(7) 西部地区水路清掃等業務委託【単価契約】</p> <p>〔質問〕 「発注見込額」とは何か。単価契約は、通常の契約とどのように違うのか。</p> <p>【回答】 単価契約では、一つの工種を指定して代表単価を定め、それ以</p>
--	---

外の工種は、代表単価を基準とする割合を示して、年間の実績に応じて代金を支払う形の契約である。資料には年間の発注予定数量に応じた発注見込額を表示している。

単価契約として発注する案件は、年間を通して市内各所で発生する可能性のある業務や工事で、その都度入札契約を行うことが適当でないと考えられるものについて、あらかじめ年度当初に業者を決定し、契約しているもの。

(8) 熊本駅東口駅前広場基本設計業務委託【総合評価方式】

〔質問〕「総面積4,000㎡以上の駅前広場の基本設計又は基本計画策定に関する業務の実績を有すること」との条件であるが、「駅前広場」の実績がどうして必要だったのか。公共スペースの設計や交通関係施設の基本設計ではいけないのか。

【回答】「駅」という一つの特殊な施設なので、「駅」に精通したコンサルの方をお願いしたいと考えた。

〔質問〕どのような概要の設計か。

【回答】今、駅前広場は約11,000㎡であるが、それを1.7倍の18,000㎡に広げるもの。その中に、環境空間、バスのサブターミナル、タクシー乗り場等の施設を配置すること等を基本設計という形で求めているもので、今後、詳細設計の発注を予定している。

(9) 熊本市民会館自家用電気工作物保安管理業務委託【長期継続契約】

〔質問〕落札率が低かったようだが、本当にこれでできるのか。

【回答】契約金額は確かに安いと思う。4月から落札業者が履行しているが、意欲をもってきちんとやってもらっている。

〔意見〕業者は、そこで働いている方に賃金をきちんと法律を守って支払っているのか気になる。最も安い金額で入札したものが落札者となるとしても、注意が必要と考える。

〔質問〕予定価格の公開・非公開や最低制限価格を設定の有無はどのように定めているのか。

【回答】予定価格の公表をするもの・しないものの区別は、要綱で定めている。最低制限価格を設けるもの・設けないものについても、要綱で定めている。

〔意見〕最低制限価格や予定価格の公表・非公表について、一覧表の資料を作成してもらいたい。

(10) 平成 27 年度「熊本市ボランティア活動保険実施要綱」に定める損害保険

〔質問〕 予定価格は、どのように算出しているのか。

【回答】 過去 3 年間の落札金額から一人当たりの保険料を算出し、現年度及び前年度の発生率、11 月 1 日現在の推計人口を用いて予定価格を算出している。

(11) 熊本市福祉系システム再構築及び運用保守業務委託【総合評価方式】【債務負担行為】

〔質問〕 このシステムの開発は設計も入っているのか。

【回答】 計画の段階での設計は入っていない。ただし、本市が求める機能を、機能要件という形で仕様書に記載、それを実際にどう具現化するか、システム化するか、という設計は含まれている。

〔質問〕 以前上下水道局の料金徴収システムの開発の問題において、問題とされた点を踏まえて、どういう改善がなされているか。

【回答】 上下水道システムにおける問題の一つに「要件定義が具体的ではなかった」という点があり、受託業者が設計を進める中で要件の打合せをする際、お互いの意思疎通がとれなかったのが原因だと考えている。今回は要件定義をする以前の機能要件、すなわち発注者として受注者に作ってもらいたいものの要求については、より具体的に、相手が事前に理解できるようなものを提示している。

〔意見〕 自治体がシステムを発注する際は、事前調査及び仕様書作成の業務と実際のシステム構築業務を切り離して契約するケースが多い。一方民間ではそれらを 1 つの契約で行っている。今後一体の契約でできないのかと思う。

市職員についても、専門的な知識を持った人たちの育成、専門職員の能力アップというのが必要になってくると思う。

〔質問〕 再公告の際、要求機能はどのような見直しを行ったのか。

【回答】 要求機能については、約 1000 項目にわたって書き出している。その項目一つ一つを再度全部見直し、できるだけ汎用性の高いものに変更したところである。

(12) 市政だより【単価契約】

〔意見〕 印刷物の入札が非常に激しい叩きあいになっており、結果皆同じ額を提示しているので、これ以上下げられないというような

	<p>状況にある。業者も疲弊しきっている状態でなので、発注者として業者を保護する対応ができないのかと思う。</p> <p>(13) 高反応消石灰（東）(H27 上期)【単価契約】 特に意見はなかった。</p> <p>(14) 熊本市議会議員選挙 投票用紙 〔質問〕 指定業者選定理由に「同様物品で本市に納入実績があること」とあるが、この「同様物品」とういのは選挙に関係があるものなのか、それとも全く別の物品なのか。 【回答】 保管、印刷原版の廃棄処分等の後処理までにおいて外部に漏れてはいけないという業務の特殊性があり、工場内に施錠ができる保管場所を持っている業者で製品を納入できるもの、ということを行っている。</p> <p>(15) 自動食器洗浄機用液体洗浄剤【単価契約】 特に意見はなかった。</p> <p>2 低入札価格調査運用状況について 3 指名停止等運用状況について 特に意見はなかった。</p> <p>4 談合情報対応状況について 5 苦情処理状況について 6 入札及び契約手続きに関するその他の対応状況について 該当する事案はなかった。</p> <p>7 報告 (1) 総合評価方式の改正について (2) 工事競争入札参加資格審査に係る主観点算出の一部誤りについて て (3) 清掃業務委託における談合容疑の捜査結果について 特に意見はなかった。</p>
委員会による意見の具申・勧告	特段の意見、具申及び勧告はなかった。